

三原市告示第 9 5 - 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき，大規模小売店舗の新設の届出がなされたので，同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 2 8 年 7 月 1 日

三原市長 天 満 祥 典

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハローズ三原店

三原市皆実二丁目 1 8 6 0 番 1 9 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ 代表取締役 佐藤 利行

福山市南蔵王町六丁目 2 6 番 7 号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
名 称	代 表 者	
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	福山市南蔵王町六丁目 2 6 番 7 号
ほか未定	—	—

4 大規模小売店舗を新設する日

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2, 934 m<sup>2</sup>

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

合計 132台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

合計 29台

(3) 荷さばき施設位置及びの面積

店舗施設No.1 西側 23.0 m<sup>2</sup>

店舗施設No.1 東側 15.0 m<sup>3</sup>

店舗施設No.2 北東に側 15.0 m<sup>3</sup>

合計 53.0 m<sup>2</sup>

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗施設No.1 西側 18.0 m<sup>3</sup>

店舗施設No.1 西側 6.0 m<sup>3</sup>

店舗施設No.2 南側 4.0 m<sup>3</sup>

合計 28.0 m<sup>3</sup>

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前0時00分 閉店時刻 午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時00分から午後12時00分まで

午前6時00分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.1 南側 1箇所

駐車場No.1 東側 1箇所

駐車場No.1 北側 1箇所

駐車場No.1 北西側 1箇所

駐車場No.2 南側 1箇所

駐車場No. 2 北側

合計 6 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

① 午前 6 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで

② 午後 1 0 時 0 0 分から午前 6 時 0 0 分まで

③ 午前 6 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで

8 届出年月日

平成 2 8 年 7 月 1 日

9 届出及び添付書類の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所 5 階）

10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成 2 8 年 7 月 1 日から平成 2 8 年 1 1 月 1 日までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

11 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から 4 月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成 2 8 年 1 1 月 1 日

三原市経済部商工振興課